



山形県公報

平成24年9月11日(火)
第2376号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……1065
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1066
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市計画課) ……1067

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………1068

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……1070

## 告 示

### 山形県告示第889号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成24年9月19日山形市に招集する。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第890号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| きじまキッズクリニック       | 東置賜郡川西町大字上小松915番地5  | 平成24. 8. 1 |
| 川西調剤薬局            | 東置賜郡川西町大字上小松915番地5  | 同          |

**山形県告示第891号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| マルマン調剤薬局 2        | 寒河江市大字寒河江月越28番地の8   | 平成24. 6. 30 |

**山形県告示第892号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類     | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地                 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 江俣ささはら歯科クリニック     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市江俣一丁目10番10号                      | 平成24. 7. 1 |
| けんしんりハビリデイサービス    | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護          | 東置賜郡川西町大字西大塚1374番1号<br>ビューライト西大塚A号室 | 同 7. 20    |
| 介護福祉施設 燦燦         | 居 宅 介 護 支 援                  | 山形市大字十文字字大原848番1                    | 同 8. 24    |

**山形県告示第893号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
さんゆうレンタルサポート  
米沢市花沢町932番地の4
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |               | 変更年月日       |
|-------------|---------------|-------------|
| 変更前         | 変更後           |             |
| 米沢市相生町7番52号 | 米沢市花沢町932番地の4 | 平成18. 8. 30 |

**山形県告示第894号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 組合の名称  
白鷹町鮎貝土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝2523番地
- 設立認可の年月日  
平成13年10月12日
- 変更認可の年月日  
平成24年9月4日

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第12号**

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成24年9月11日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 招集の日時 平成24年9月13日（木） 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
  - 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - 平成24年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - 教職員の人事について
  - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月11日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,142人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 226,183人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,299人 | 村山市           | 7,471人  | 西村山郡 | 12,153人 |
| 米沢市         | 23,593人 | 長井市           | 7,982人  | 最上郡  | 12,695人 |
| 鶴岡市         | 37,422人 | 天童市           | 16,858人 | 東置賜郡 | 11,700人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,107人 | 東根市           | 12,667人 | 西置賜郡 | 8,934人  |
| 新庄市         | 10,378人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,543人  | 東田川郡 | 8,483人  |
| 寒河江市        | 11,583人 | 南陽市           | 9,245人  |      |         |
| 上山市         | 9,380人  | 東村山郡          | 7,545人  |      |         |

### 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成25年1月11日まで縦覧に供する。

平成24年9月11日

山形県知事 吉村 美栄子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ寒河江プラザ店  
寒河江市大字寒河江字横道65番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人

## 3 変更する事項

## (1) 駐車場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時  | 午後10時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品     |       |       |
| 株式会社フラワーワークス鳴子 |       |       |
| 有限会社梅の家        |       |       |
| 株式会社丹野園茶補      |       |       |
| 株式会社タツミヤ       |       |       |
| 株式会社しまむら       | 午前10時 | 午後9時  |

(変更後)

| 小売業を行う者        | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|----------------|-------|---------|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時  | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品     |       |         |
| 株式会社フラワーワークス鳴子 |       |         |
| 有限会社梅の家        |       |         |
| 株式会社丹野園茶補      |       |         |
| 株式会社タツミヤ       |       |         |
| 株式会社しまむら       | 午前10時 | 午後9時    |

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

## (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

(1) 3の(1)及び(4)に掲げる事項 平成25年4月24日

(2) (1)以外の事項 平成24年12月1日

## 5 届出年月日

平成24年8月23日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成24年9月27日（木） 午後1時30分

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
庄内総合支庁41号会議室

## 3 都市計画の変更の案の概要

温海都市計画道路の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所及び鶴岡市温海岸舎に備え置いて閲覧に供する。）

## 4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成24年9月24日（月）までに提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。